


整理番号 4 作成日 平成 19 年 7 月 6 日

事業名 景観まちづくりの推進
 所属名 都市開発部 都市計画課 都市計画係 電話番号 (03) 5662-6369 (直通)

事業の目的・概要・対象者等

《事業の目的及び概要》
 平成17年6月に施行した「景観法」により、積極的に良好な景観形成を誘導するための認定制度を導入できる「景観地区」を指定できるようになりました。かねてから検討していた一之江境川親水公園沿線の景観を更に向上させるために、平成17年8月に一之江境川親水公園沿線景観まちづくり懇談会を立上げ意見交換を行い、景観まちづくりルールを定めました。平成18年12月に一之江境川親水公園沿線景観地区を都市計画決定しました。今後は住宅の建替等の際に景観地区の内容に合わせ、よりよい景観まちづくりを行っていきます。

《事業の開始年度》 平成17年度



対象者 一之江境川親水公園沿線に土地・建物をお持ちの方 (約900件)

景観まちづくりの基本方針

- ・落ち着いたある自然豊かなまちなみをつくる
- ・地域ごとに変化のある、歩いて楽しいまちなみをつくる
- ・水辺のにぎあいが感じられるまちなみをつくる

活動指標

- 一之江境川親水公園沿線景観まちづくり懇談会の開催 全5回 (17~18年度)
- まちづくりニュースの発行 5回 (17~18年度)
- 景観まちづくりガイド作成 (2,500部) (17~18年度)


成果・目標指標

成果・目標指標 景観地区の決定

- 18年度 一之江境川親水公園景観地区の都市計画決定
- 21年度目標 古川親水公園景観地区の都市計画決定

説明
 20~21年度の都市計画決定を目指し、二之江西地区地区計画等との整合を図りながら、19年度よりまちづくり懇談会を設立しまちづくりを進めていきます。

*景観まちづくりガイド 景観まちづくりを理解していただくために作成し対象者等に配布しました。



経費の概要

17~18年度 事業実施経費 14,333千円

内訳

- 10,872千円 (人件費と担当職員数)
- 地域の方との合意形成から都市計画決定までに要した経費です。

ア 常勤職員	1.3人
イ 非常勤職員	0.0人
ウ 臨時職員	0.0人

経費の説明

- ・専門コンサルタントへの委託費 2,971千円 (17年度)
- ・景観まちづくりガイド作成費 490千円 (18年度)
- ・人件費 10,872千円 (17~18年度)

その他

《実施の根拠となる法令等》 景観法及び都市計画法
 《民間委託やボランティアなどとの協働の状況》 一之江境川親水公園沿線景観まちづくり懇談会 (合計63名 13町会推薦 42名・公募21名)

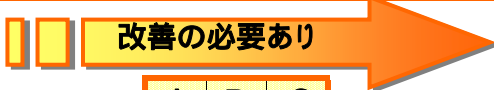
《認定制度とは》
 住宅の建替等をする際に、景観地区で定めた色彩の基準について、区長に認定を求め申請を行う制度です。

《参考》
 一之江境川親水公園は、野の川を目指し、生き物の生息しやすい環境を形成しています。
 平成7年度開園 延長3,200m (親水公園について:区内5路線 総延長9,610m)

平成19年度 江戸川区「行政評価」内部評価シート

整理番号	4	事業名	景観まちづくりの推進
		所属名	都市開発部 都市計画課 都市計画係

所管課長評価

評価項目	評価及び・評価の視点	所管課コメント
 <div style="display: flex; justify-content: center; gap: 10px;"> A B C </div>		
1 有効性	有効である A 有効でない ・事業の目的を達成するために有効である。	魅力ある親水公園沿線の景観を更に向上させる、大いに有効である。
	2 公平性	
3 民間活力の活用	現状ままでよい A 促進したほうがよい ・ボランティアやNPOと協働して実施したほうがよい。 ・民間事業者へ委託等したほうがよい。	一之江境川親水公園地区景観まちづくり懇談会との協働で景観地区計画を策定した。
	4 効率性	
5 必要性	必要である A 必要ない ・事業の目的を果たすためには公費を投じて実施すべき事業である。	景観まちづくりを進める上で、景観地区の指定は必要である。

所管部長の意見等

景観まちづくりは、都市景観の角度から、親水公園及び周辺市街地の環境整備保全を図るため、住民総意で取り組むまちづくりである。効果を定量的に分析することは難しいが、地域の思いや価値感を景観地区の制度に乗せ、維持する効果は大きい。

平成19年度 江戸川区「行政評価」外部評価シート

整理番号	4	事業名	景観まちづくりの推進
------	---	-----	------------

所属名	都市開発部 都市計画課 都市計画係
-----	-------------------

外部評価委員会評価

評価項目	評価及び・評価の視点			備考
1 有効性	有効である	A	有効でない	
	・事業の目的を達成するために有効である。			
2 公平性	公平である	B	公平でない	
	・対象者や実施回数等は適切である。 ・受益者負担の額は適切である。			
3 民間活力の活用	現状ままでよい	A	促進したほうがよい	
	・ボランティアやNPOと協働して実施したほうがよい。 ・民間事業者へ委託等したほうがよい。			
4 効率性	現状ままでよい	B	改善の必要がある	
	・効率的に実施するために、工夫、改善等の必要がある。 ・経費を削減できる。			
5 必要性	必要である	A	必要ない	
	・事業の目的を果たすためには公費を投じて実施すべき事業である。			

外部評価委員の各意見

<ul style="list-style-type: none"> ・建築や改築をするときに景観の基準があったほうが判断しやすい面もある。 ・江戸川区全体について一定の景観目標等を決めてもよいのではないか。 ・一之江境川親水公園景観地区だけでなく、区全体の景観をも守ってほしい。 ・親水公園等、ジョギングや散歩など憩いの場となっている。また、自然環境など豊かで温暖化防止にも役立っており、ボランティアの方にも感謝する。
--